

## 令和5年度子ども条例推進事業（概要）

### 1 基本的事項

- (1) 令和4年度に策定した「新潟市子どもの権利推進計画」に基づき、①周知・啓発及び研修、②相談及び権利擁護機関の設置に向けた検討・調整、③意見表明・社会参加の各分野について、事業を推進する。
- (2) 子どもの権利推進委員会（年3回開催予定）に取組状況を報告するとともに、同会からの意見を踏まえながら取組を進めていく。

### 2 周知・啓発及び研修

- (1) 令和4年度に作成した啓発用パンフレットの新生児への配付（⇒小1・中1生想定）
- (2) 未就学児及び小学校低学年向け啓発用動画（5分程度）を活用した学習等の実施
- (3) 道徳、いじめゼロスクール等での子ども条例を踏まえた授業の実施  
（⇒小学校高学年、中学生を想定（白根第一中、白根小、小林小の取組の拡大））
- (4) 教職員研修等での子ども条例の理解の促進（⇒おとな向けパンフレットの活用）
- (5) 教職員、保護者向けCAPプログラムを活用した子どもの権利の学習推進
- (6) コミュニティスクール等、地域とのつながりの場における子ども条例の理解促進

### 3 相談及び権利擁護機関

- (1) こども政策課にて、相談・権利擁護機関設置に向けた検討・調整を進めるとともに、子どもの権利推進委員会からの意見を聴きながら制度設計を進める
- (2) 教育相談センター、いじめ相談窓口等、他の相談機関との緊密な連携・調整を図る

### 4 意見表明・社会参加

- (1) 子どもが市政に参加する仕組みづくりに向けた取組の一つとして、令和4年度試行的に実施した中学生（9校）による意見交換会を、高校を含めた他校にも拡大  
※4年度に協力いただいた生徒が高校に進学してからも協力してもらうよう調整中
- (2) 学校生活や地域づくりでの子どもの意見が反映できるよう、学校独自の取組を支援。  
（⇒秋葉区の取組含め他校での取組事例をまとめ、関係各所に共有し横展開）
- (3) 不登校や被虐待、障がい児など、意見表明が難しい子どもへのアプローチの検討